

## 資料紹介

G. P. ヒルシュ, A. H. モーンダー著

## 『西ヨーロッパの農場合併』

神 前 樹 利

## I

近年における日本農業の研究動向の1つの大きな特徴として、単なる「現状分析」にとどまらずそこからさらに踏みこんでいわゆる「担い手論」を基軸とした「日本農業再建論」の展開があげられるであろう。そして、この「再建論」について現在大きく分けて以下の3つの見解がある。

①農業解体—土地国有化（地代止揚）論（代表的見解として、保志恂『戦後日本資本主義と農業危機の構造』御茶の水書房、1975年。同『日本農業構造の課題』御茶の水書房、1981年）。

②資本家的借地農—小企業農論（代表的見解として、梶井功『小企業農の存立条件』東京大学出版会、1973年。伊藤喜雄『現代日本農民分解の研究』御茶の水書房、1973年。同『現代借地制農業の形成』御茶の水書房、1979年）。

③地域農業論（代表的見解として、太田原高昭『地域農業と農協』日本経済評論社、1979年。佐藤正『地域農政の指針』農山漁村文化協会、1980年。吉田寛一、佐藤正、網島不二雄『日本農業の課題と複合経営』農山漁村文化協会、1980年。田代洋一「労働市場と兼業農家問題の現局面」『農業経済研究』第51巻2号、1979年）。

もちろん、これら3つの見解の対立点は多岐にわたる。ここでは最も重要でかつ基本的な相違点だけをあげておこう。すなわち、①の見解は現状の日本農業が農業解体的局面にあるととらえ、その解決の方向を土地国有化に求めるのに対し、②の見解は解体したのは戦後自作農体制であって日本農業そのものではないとして、農地賃貸借・機械化を通じて規模を拡大し利潤範疇の確保を構造的に可能ならしめている上層農—「小企業農」の存在

に着目し、この層の発展に日本農業の展望を見い出そうとしている。また、③の見解は基本的に自作農体制の崩壊を認めず、むしろ残存する自作農と兼業農家の結合、経営的には地域複合経営の形態をとりつつ、いわば集团的対応によって展望を切り開こうとするものである。

この論争は結局のところ危機的状況にある日本農業構造をいかに把握し、どういった階層を担い手として現状の諸矛盾を克服・打開し、日本農業を再建していくのかという問題を提起しており、その意味で80年代の日本農業を展望するうえできわめて重要な意味をもつものである。

ところで、この論争は基本的に日本農業構造にのみその対象を限定しているが、相対的に小規模で日本農業構造に近いとされるいわゆる西ヨーロッパの「先進資本主義国」の農業構造はどうなっているのだろうか。とりわけ、その構造政策、農地流動化、農民層の動向およびそれとの関連での担い手等の諸問題は多数の比較的小規模かつ「非自立的」農場・農家群から構成される農業をもつ「先進資本主義国」共通の問題としてきわめて興味深いものである。ここに紹介する G. P. Hirsh & A. H. Maunder, *Farm Amalgamation in Western Europe*, Saxon House, 1978 はイギリス、西ドイツ、デンマーク、スウェーデン、フランス、ベルギー、オランダ、スイス、イタリーにおける構造政策と農業構造の変貌に関する研究を通じてこの問題にこたえてくれる研究の1つであると思われる。もちろん、この問題に関して西ヨーロッパにおける「先進資本主義国」の個別的な研究——とりわけイギリス、フランス、西ドイツについてはわが国において数多くの優れた研究がある。しかし、上述の9ヶ国の原著・原資料を駆使し、しかも実態調査を重ねてその構造政策と農業構造の変貌をトータルに明らかにしている点で、このオックスフォード大学農業研究所に在籍する2人の農業経済学者の共同研究は貴重なものだといえよう。

なお、紹介者は西ヨーロッパの「先進資本主義国」における農業構造と日本農業構造の比較分析という視点から、上述の「日本農業構造—再建」論争を整理しようとするものであるが、この点は今後に譲るとしてここでは本書の忠実な紹介にとどめておくことにしたい。

本書の紹介に入るまえに、その構成を示せば以下の如くである。

#### 第1章 序

#### 第2章 西ドイツの構造政策と諸措置

#### 第3章 西ドイツのグループ・ファーマーによる農場合併

#### 第4章 デンマークとスウェーデン

## 第5章 フランス

## 第6章 ベルギー，オランダ，スイス，イタリアにおけるグループ・ファームによる農場合併

## 第7章 結論

以下，順を追って本書の内容を要約的に紹介することにしよう。

## II

序章では，まず従来の農場規模に関する議論——種々の農場規模の長所と短所に関する議論，「最適な」農場規模をめぐる論争——にふれられ，かかる議論や論争において通常次の2点が忘れ去られていると指摘されている。その第1点は，一概に「最適」規模といってもそれはその政策目的を，たとえば農業者所得の最大化におくか，また消費者食糧価格の最小化におくか，資源の効率的利用におくか，それとも「家族」農場の保護におくかによって大きく変化するということである。第2点は，こういったさまざまな目的のどれかを選択し，それにみあったと思われる農場規模の「最適性」も投入のアヴェイラビリティやコスト，知識や技術のアヴェイラビリティによって不断に変化するということである（p. 1）。

しかし，重要なことはこのように個々の農場規模に関して種々の見解があるとはいえ，現在西ヨーロッパの農業構造に関しては学者間で1つのコンセンサスというべきものが存在することである。著者によればそのコンセンサスとは，伝統的な小農経営にもとづく農業構造が今日の西ヨーロッパ諸国の主要な農業問題となっているということである（p. 1）。

たとえば，イギリスの農場規模は他のEEC8ヶ国と比べて相対的に大きい規模階層が多いにもかかわらず，イギリス政府は1965年に小農問題はイギリス農業にとって重大な問題であると発表した。また，1961年以降西ヨーロッパ諸国において，小農経営数がかなり減ったとはいえ，総農場数に占めるその割合が依然として高いことが示されている。イギリスでは，1974年に，イングランドとウェールズで総数21万経営のうちその60%にあたる13万経営が非商業的農場であり，北アイルランドで総数3万3千5百経営のうちその50%にあたる1万6千経営が兼業か準自立 sub-viable 農場であったと指摘されている。そして，このような小経営では，過剰な労働と設備が小地片と結合しているために良好な経営がなされておらず，資源の非効率的利用によって農業者と彼の家族の社会的・物質的要求が十分に満たされていないと述べている（p. 1）。つまり，小経営の欠点を指摘されている。

次いで、このような小規模経営問題の解決策として次の4つの方法をあげている(p.2)。

A. 以下の方法によって、他の農業者と共同で働くこと

- (a) 非公式・形式的な相互援助
- (b) いくつかの生産手段(たとえば、機械、設備、建物等)の共同利用 common use
- (c) 以下の点についての共同経営 common enterprise の確立
  - 1. 単一の生産物
  - 2. いくつかの生産物—部分合併 part-amalgamation
  - 3. 全生産物—完全合併 complete amalgamation

B. 他の農業者から追加的土地を獲得することによる農場の拡大

C. 兼業により農業収入を補いつつ農業を続けること

D. 他の農業者に農場のすべてを賃貸するか売却してしまうこと、つまり脱農化すること

以上4つの農場小規模問題の解決策について、A(a), B, C, Dはこれまでよくみられた方法であるが、A(b)とA(c)は最近その展開がみられるようになった方法であると述べられている(p.2)。A(b)とA(c)は後段でも述べられるが、著者が最も関心を抱いている解決策の1つとして、ここではまず注目しておかなければならないであろう。

さて、上述のような農場小規模問題を解決するために、西ヨーロッパ諸国は種々の構造政策をとってきた。本章ではイギリスの場合が紹介されている。それによると、1967年にイングランドとウェールズに農業法 Agricultural Act が制定された。それは主として次の3つの措置からなっている。

- 1. 経営の任意合併に対する補助金の支出
- 2. 合併に用いるための国家への土地の任意売却
- 3. 農業をあきらめ、他の農場との合併のためにその「非商業的」経営を放棄することを決定した農業者への支払計画

しかし、著者によればこれらの措置は全く期待はずれに終わった。1967~76年の間に、農場合併の申請は約1万5千件、脱農者の支払申請は約1万件にすぎず、そのうちその申請が承認されたのは前者で約6千5百件、後者で約4千7百件であった。この原因について著者は Hine, R. C. and Houston, A. M., *Government & Structural Change in Agriculture*, Joint Report by the Universities of Nottingham and Exeter, 1973. の研究に依拠しつつ農場合併に適した土地の不足と土地購入に必要な借入資金の高い利子率をあげている(pp. 2-3)。

最後に、本書では、農場合併の2つのタイプ——1つは脱農化していく農業者から農場規模を拡大しようとする農業者への農地の売却もしくは賃貸借による移転、もう1つは前述の部分合併及び完全合併——とこの種の合併を支持するすべての計画や措置がとりあつかわれるとして、本章を結んでいる（p. 4）。

第2章では、まず、西ドイツの農業構造の変化を簡単にみたあと、その構造政策史の展開がここでの論述の中心をなしている。そこで、まず西ドイツの農業構造についてであるが、著者によればそれは農場数で1960～75年の間に総農場数の $\frac{1}{3}$ 以上にあたる48万農場が減少した。しかし、この減少は規模別階層が均一に減少した結果ではなく、農場面積・数における20ha層以上の一貫した増大と、10ha層以下の急激な減少（半減）および10～20ha層の逡減によるものであった。しかし、西ドイツ農業が従来からかかえてきた大きな問題の1つ——圃場分散問題はこの期間を通じても解決されず、いまだに全農場のうち $\frac{3}{4}$ 以上の農場が少なくとも11の圃場から構成されている（p. 11）。

さらに、著者は西ドイツの農場を3つの経済タイプに類型区分し、農業構造の変化・特徴を上とは異なった方法で分析している。この3つの経済タイプとは、完全所得経営 Vollerwerbsbetriebe（年所得が2,000マルク以下で、農外所得が純所得の10%以下の経営）、追加所得経営 Zuerwerbsbetriebe（年所得が最低2,000マルク以上で、農外所得が純所得の10%以上の経営）、部分所得経営 Nebenerwerbsbetriebe（農業者が彼の年間総労働時間のうち50%未満しか農業に従事せず、農業所得が総所得の50%未満の経営）である（p. 11, p. 34）。これを用いて著者は、現下の西ドイツの総農用地面積のうち $\frac{3}{4}$ 以上は完全所得経営によってカバーされ、また総部分所得経営のうち9割が10ha未満の経営層であり、これらは総農用地面積の10%以下を占めるにすぎないことを明らかにされている（p. 11）。

次に、農業構造の変化を農地の賃貸借という側面からみれば、1971年の2ha以上層約90万農場のうち農場全体を賃貸に供した農場は4万5千農場あり、借地面積は71年の総農用地面積の3割に達している。ただ、借地権設定の相手は主として所有者の家族構成員であるという点は注意を要しよう。

さらに、農業構造の変化を就業年齢構造との関連でみると、1956年には専・兼業農場とも平均就業年齢45才以上が75%以上を占めたが、72年にはそれが55%まで低下している（p. 11）。

以上のように、最近の西ドイツ農業の構造変化を分析した後、著者は構造政策の史的展開を1900～68年と1968～76年の2期に分けて論じている。著者によれば68年まで西ドイツ

(厳密に言えば、戦前はドイツ)の農業構造政策の基調は「小農崇拜主義」であった(p. 12)。したがって、68年までに展開された西ドイツの諸政策の主眼は基本的には小農の保護・創出に置かれていたといつてよい。たとえば、1919年定住法 Reichsiedlungsgesetz vom 11. VIII. 1919, 1953年農業定住促進法 Gesetz zur Förderung der landwirtschaftlichen Siedlung vom 15. V. 1953 (その後、1966年に同法改正), 1949年難民定住法 Flüchtlingssiedlungsgesetz vom 10. VIII. 1949, 1953年連邦販売法 Bundesvertriebenengesetz vom 19. V. 1953 (もっともこの後二者法は1961年に連邦難民法として1つの法律に改められた)は、いずれも小農創出政策であった。また、1953年耕地整理法 Flurbereinigungsgesetz vom 14. VII. 1953, 1961年農地販売法 Grundstücksverkehrsgesetz vom 28. VII. 1961.の諸法制は、農場のレイアウトの再編による小農経営の「強化」や、また農地の自由売買の禁止というわが国の農地法に似たようなものがその根幹をなしていた。もっとも、1956年農業構造改善のための個別経営規準の向上に対する連邦方針 Bundesrichtlinien zur Förderung einzelbetrieblicher Massnahmen zur Verbesserung der Agrarstruktur 13. VI. 1956.は国の低利融資による農地購入の促進を規定したものである(pp. 12~14)。だが、この法制の実体も積極的に大規模農場をつくり出すというのではなく、小農の生産基盤整備にその重点が置かれていた。

しかし、68年、上述の小農保護を基調とする農政は大きな転機をむかえる。いわゆるヘッヘル・プラン Höcherl Plan の登場である。これは農業所得の他産業なみ引き上げと農村社会の福祉向上が西ドイツ農業にとっての最優先課題だとし、それを実現するための一般的方法として、①長期にわたって十分な農業所得があげられうる農場にのみ投資助成をする、②非効率的経営の農場には農業を放棄させ、彼らの農地を販売もしくは賃貸に出させるようにするというものである(p. 12)。そして、このヘッヘル・プランをさらに強化したのが、71年7月1日から発効したいわゆるエルトル・プラン Ertl Plan である。これは、上述のヘッヘル・プランの、とりわけ投資助成に関する部分を、発展の可能性のある農場にのみ投資助成を集中させるとした点に特色がある。著者はこの両プランを通じての西ドイツ農政の68年以降の目的を以下の4つに的確に要約している。それは、①十分な所得が確保される程度まで農場規模を拡大をすること、②その規模拡大のための農地流動化の促進と農外雇用の創出、③生産・販売分野での経営間協同の促進、④農企業(組織)の創出である(p. 17)。そして、これらの目的を達成するためにとられた主な諸施策(法制)は以下のものである。第1に、第4次(1968年)から第7次(1973年)にわたる農業者老齢年金改正法 Änderungsgesetz über eine Altershilfe für Landwirte がある。これは農

業者が65才までに農業をやめるかまたは彼らの農地を他の農業者に賃貸した場合、通常給付される年金に割増金が追加されるというものである。これによって、1975年までに35万haの農地が移転された。そして、この移転内容は大多数が賃貸によるものであり、農地の販売は35万haのうちわずか4%にすぎなかった。しかし、これらの農地の移転先のほとんどが大経営であるという点は注目しておいていいことであろう。ただ、近年農業者側から後継者がいること、移転先が容易にみつからないこと、年金額が不十分なこと、年金額が土地面積・価額に無関係に一律であることなどの理由によって年金受領拒否が顕著となってきており（pp. 18-21）、この法制の農業構造改善にもつ意味が著しく低下していることも事実である。第2に、1969年割増金による長期賃貸借促進原則 Grundsätze für die Förderung der langfristigen Verpachtung durch Prämien vom 10. III. 1969. がある。これは農業者が他の農業者に最低12年間彼の土地を賃貸した場合、彼はha当たり500マルク（永年性作物の場合は1,500マルク）を追加給付されるというものである。これにより、1969～76年のあいだに15万haが賃貸借に供された。だが、これも1970年を頂点として激減している。それは、この法制が地価とこのプレミアムとの対応関係を考慮していなかったためである（pp. 21-22）。事実、地価の高騰は農業者にとってこのプレミアムを魅力なきものにしてしまったのである。第3に、1969年連邦予算からの出資引き受けによる耕地整理上必要な長期賃貸借促進のための方針 Richtlinien zur Förderung der langfristigen Verpachtung in der Flurbereinigung durch Übernahme der Beitragsleistung aus Bundeshaushaltsmitteln vom 10. III. 1969. がある。これは、農地の販売や賃貸借の過程において生ずる諸経費を政府が負担することにより農地の流動化を促進しようとするものである。しかし、これも1970～74年にかけてわずか4万haの農地を流動化させたにすぎなかった（p. 22）。第4に、1969年と71年の「農業構造と海岸線の保言護の改善」——共通課題に関する法律 Gesetz über die Gemeinschaftsaufgabe "Verbesserung der Agrarstruktur und des Küstenschutzes" vom 3. IX. 1969. und 23. XII. 1971. がある。この法制の目的は一応、①農業における生産性向上、②農場間の協同作業・運営、農場の労働・住宅条件、農村地域の社会資本およびレジャー施設の改善となっている（p. 23）が、基本的には農業の効率的な大経営の構築をめざすものにほかならない。しかも、この法制のもとで講じられた措置（1976～79年）をみると、上述の諸法制の主内容がより体系的に組み込まれており、さらに、農政を地域政策と結合させ、換言すれば地域整備計画の一環として農業構造政策を位置づけている。たとえば、耕地整理における長期賃貸借 Langfristige Verpachtung in der Flurbereinigung や土

地譲渡割増金 Landabgabepremieの制度は上述の法制と同一内容のものであるし、農場間の協同作業・運営への投資助成制度もそうである。また、農業構造準備計画 Agrarstrukturelle Vorplanung のもとに推進されている「農業の企業化」や耕地整理 Flurbereinigung 計画のもとに推進されている農地流動化も以前から取組まれていたが、ここでは新たに両者が地域空間整備 Raumordnung 計画に組み込まれ実施されている点に注目しておかなければならない (pp. 24~30)。そして、今日西ドイツ農政はこのいわば最もトータルな法制を基礎としつつその構造政策を推進しているといっているであろう。

いずれにせよ、西ドイツ農政は1968年のヘッヘル・プランとそれに続くエルトル・プランの導入を契機として従来の小農保護から小農切り捨て=大農創出へと大きく政策転換したのである。

第3章では西ドイツにおけるグループ・ファーミングの展開が部分合併と完全合併という視点から詳論・分析されている。

まず、著者は部分合併として以下の5つの形態をあげている。第1に、機械組合 Maschinengemeinschaften である。これは大体1組合が2~6人という少数で構成されており、原則として、共同で用いる機械は共同購入・所有である。このような組合は1970年で4万以上存在する (p. 54)。第2に、機械銀行 Maschinenringe である。これは簡単にいえば上述の機械組合をもっと大規模かつ合理化したものである。すなわち、1銀行の構成員は10~1,000人で、しかも専従の管理者がおり、彼は機械の配分を組織し会計事務も行なう。ただ、機械の所有権は個々の構成員にあり銀行自体にはない。機械銀行は1973年で235あり、加入者は7万5千人以上にのぼる (p. 54)。第3に、生産者銀行 Erzeugerringe である。これは家畜生産者のみに対して市場で需要度の高い生産物およびその品質をいかに生産するかについてのアドバイスを行うものである。1969年末で、これは240あり、加盟者は1万8千人である。なお、部分合併における以上3形態の共通した目的として著者は、①私的所有の保護、②所得の向上、③社会的条件の改善をあげている (p. 55)。第4に、単一生産物組合 Einzelproduktgemeinschaften である。これは1つの生産物を共同で生産する組織で、通常は1組合2~3人の農業者で構成されている。1972年で組合数375、加盟者数1万1千人という内容であった。しかし、1971年センサスによれば、組合数は125 (内訳は家畜生産71, 果実生産52) しか存在していない。もっともこの差は何にもとづくものであるかは明らかでない。ただ、ここではこのセンサスのいう125組合のうち31組合が非農業者によるものであった (p. 55) という事実注目しておこう。第5に、多数生産物組合 Mehrproductgemeinschaften である。これは複数の生産物を共同で生産する組



織のことである。しかし、著者がここで特に注目しているのは、このような組織からさらに進んだ形態、いわばより完全合併に近い部分合併の形態である。すなわち、何人かの農業者が複数の生産物の共同生産から、さらに進んで共同で彼ら以外の第三者から土地を賃借し耕作する形態やまた合併に参加している農業者がそれぞれ1つの生産物の生産に特化するような形態がそれである。しかし、これらの形態はまだ上述の4つの形態ほど一般的ではない（p. 56）。

次いで、完全合併 *Gemeinschaftsbetriebe* は著者によれば1960年代初頭にみられるようになった。そして、この完全合併の目的は①農業者および彼の家族の労働条件の改善、②所得の向上、③市場競争下での彼らの立場の強化に置かれている。しかも、この完全合併の出現に呼応して、一方では60年代に種々の合併に関する研究が公表され、また1967年には合併問題がドイツ農学会 *Deutsche Landwirtschaftliche Gesellschaft* の共通論題としてとりあげられたし、他方、政策面からは既述のヘッヘル、エルトル両プランによる合併促進が企図されたのである。しかし、こうした事態にもかかわらず完全合併はこれまでのところ極めて少数しか存在していない。しかも、その完全合併の実体たるやほとんどが個々の土地・建物等の所有権には手をつけず、合併した農場のすべての経営者が共同経営のパートナーとして残るといった形をとっていたのである（pp. 57-58）。その意味では、ここでいう完全合併とは1農場がそれによって規模を拡大し資本家的経営をめざすというものではなく、またヘッヘル、エルトル両プランがその創出を企図した「農企業体」でもなかったといえよう。それはいわば個人経営の「寄せ集め」的なものであったといえる。

次に、著者は以上のことを受けて合併への誘因と阻害要因に論及している。まず誘因を経済的誘因と社会的誘因に分け、前者として、①所得の増大と安定化、②生産費の減少、また後者として、①労働の単純化と過労の軽減、②週末や休日の自由時間の創出、③家族労働の減少を指摘している（p. 58）。また、合併の阻害要因として著者がとりわけ強調しているのは以下のものである。第1に、合併に関する適切な税制の欠如がある。つまり、農業における経営は他産業における諸経営とは異なり、「ビジネス」とはみなされず、商法において農業における経営の合併はその最も適切な形態としての「公開商事会社」*'Offene Handelsgesellschaft'* 形態をとることは認められていなかった。したがって、通常は農場合併においては有限会社形態をとらざるを得ず、その場合法人税、所得税、富裕税を支払わねばならなかった。こういった税制面での不利は当然農場合併や「農企業」の成立を困難ならしめた。この点は1972年の農業報告 *Agrarbericht* も指摘している。しかし、合併農場に対し「公開商事会社」形態の適用をはじめ法的に定めた1976年農業者と林業者の

商業者的地位および代理商の調整要求権に関する法律 Gesetz über die Kaufmannseigenschaft von Land-und Forstwirten und den Ausgleichsanspruch des Handelsvertreters vom 13. V. 1976. の成立と、また1974~75年におこなわれた一連の所得税、法人税、富裕税に関する法改正はこの問題を解決しつつある。第2に、合併への阻害要因として「自由な土地所有にもとづく自由な農民」'Freier Bauer auf Freier Scholle' を崇拜する農業者の保守性がある (pp. 58—61)。

最後に、著者は西ドイツにおける最近の諸研究を要約しつつグループ・ファームによる合併を検討している。それによると、一般的にこの合併によって経済的に成功するのは西ドイツでは合併の契約期間が20~30年の長期にわたり、農場面積が50ha以上あり、合併に先立って十分な自己資本を有する(合併後、巨額の負債をかかえこまない)農場であり、彼らだけが労働生産性を高め所得を向上させている (pp. 62—63)。もちろん、合併しようとする農場の近接性、家畜や機械類の正当な価値評価、利潤や所得の平等な分配、パートナーの適正な機能配分、書面による合併契約および合併後の服務規則の確立、労働時間と作業負担の平等化なども合併が成功するための必要な条件であろう (pp. 63—64)。だが、ここでは農場面積が大きくかつ十分な自己資本を有したいいわゆる「大経営」でなければ合併が経済的に成功する可能性は少ないという点に注目しておきたい。

第4章ではデンマークとスウェーデンの主な構造政策と農業構造の変化が論じられている。

まず、デンマークは1950年以降それ以前の大農場分割政策を破棄し、基本的には農場拡大政策をとってきた。たとえば、1973年の改正農業法では1農場面積の上限は100haに引き上げられているし、農場合併の場合も合併後の総面積の上限が100haまで許されている。さらに、同法は1人の農業者が15kmの範囲内では複数の農場を経営することができ、その場合には200haまで上限が引き上げられることを定めている (pp. 76—77)。だが、このような農場拡大策も脱農化の促進という点からすればあまり成功していない。たとえば、この点を毎年の農場売却数で見るとたかだか5千農場(総農場の3~4%にあたる)にすぎない。この理由として著者は農場販売収入にかかるキャピタル・ゲイン課税と高地価をあげている (p. 77)。その結果、デンマークにおける農地拡大の主流をなすのは賃貸借である。1976年で、借地面積は総農地面積の14.4%を占めている (p. 82)。しかし、この借地型経営においてはほとんど雇用労働は用いられていない。他方、借地による規模拡大をなしえない小農場では急速な兼業化が進行している。このような状況のもとで、1985年までにデンマークの農場数は急激するだろうという見解が一般的である。しかし、

1970年代中葉以降続いているデンマーク経済の不況はこの農場数の減少のペースを鈍化させていることも事実である（pp. 78—79）。

次に、スウェーデン農業はとりわけ過去30年間にわって急激な構造変化を遂げてきた。そしてこれは、この30年間という他のヨーロッパ諸国に比して非常に長期にわたるスウェーデン農政の農業の合理化—構造政策の所産であった。今日のスウェーデンにおける構造政策の基礎をなすのは1947年農場優先買取法 Pre-emption Act of 1947. である。これは以下の4項目を主内容としている。第1に、「自立経営」に必要な最低限の面積まで農場規模を拡大する農場には長期融資・補助金を出す。第2に、国が「非自立経営」から農場を買取る。第3に、個々の農場が農用地を新たに獲得しようとする場合、国の許可を求めさせる。第4に、農業構造の合理化に際し農地が必要となった時は、その農地に対し国の農場優先買取権を発動して国が排他的に購入する（p. 79）。この法制の基本的意図するものは、農業者が直接国から農地を購入したり、賃借したりすることを可能ならしめ、それによって、通常国家の介入を経ない場合遅々として進まない農場規模の拡大—「自立経営」の創出を急速化することにあつた。そのために、これらはいずれも国家に強大な権限を与えた内容となっている。そして、この点は他のヨーロッパ諸国の構造政策とスウェーデン農政の際立った相違点であろう。それはともかくこの1947年法は1967年新農業計画（47年法の内容に脱農化促進のための農業退職年金制度を加えたもの）に引き継がれ今日に至っている。その結果、スウェーデンの農業構造を1951—78年の2ha以上層の動向という点からみると、総数で46%まで減少し、最下層の2.1—5.0ha層では25%まで激減したのである。そして、経営数で増加したのは30ha以上層だけであつた（pp. 83—84）。その意味で、スウェーデン農政は農場規模の拡大—小農切り捨てにある程度成功したといえるであろう。なお、デンマーク、スウェーデン共にグループ・ファーム形態はほとんどみられない。

第5章はフランスの構造政策について論述されている。著者がここで掲げている主要な構造政策は以下のものである。第1に、1962年農業構造整備のための社会活動基金 FASASA, Fonds d'action sociale pour l'aménagement des structure agricoles である。このFASASAの目的は①農業を放棄する高齢農業者に対する年金の追加、②農業人口過剰地域から過疎地域へ移住する農業者に対する移住手当ての支給と特別信用の供与、③農業者に対する他産業への転職奨励金の支給、④農業後継者に対する特別援助、⑤農業の発展が重要であると考えられる農業衰退地域の農業者に対する援助からなっており、そして、この目的を達成するために国立農業開発・構造整備センター CNASEA, Centre national pour

l'aménagement des structures des exploitations agricolesが設立された。CNASEA はパリに本部を置き、フランス全土に10ヶ所の地方事務所を設置している。CNASEA は FASASA の目的に沿って、今日、次のような活動を主として行なっている。①土地分割 終身年金 IVD, l'Indemnité Viagère de Départ 計画を通じて農業者の退職の促進。IVD 計画とは営農期間が15年以上で、1 ha を除いたすべての農地を放棄する農業者には通常の年金より10年繰り上げ55才から終身年金を支給することによって、農地を流動化させようとしたものである。実際、1964~70年の10年間に800万haの農地がこのIVD計画の対象となった。②若手農業者に対する転職の促進 Mutations Professionnelles. 1962~73年のあいだに、6万3千人がこの対象となり、これはこの間の農外流出口（非農業人口を含む）の15%に相当した。③農業者の子弟に対する特別教育援助 Aides Spécifiques。これは農村の高学歴化を促進することにより、農業者の子弟が農業を継がなくなるようにするためのものである。しかし、この教育援助額は余りに小さく、しかもこの援助金の受給対象となる農場に関する規定が厳密なため1962~73年のあいだにわずか7千人の子供がこれを受け取ったにすぎなかった。④農村移住 Migrations Rurales 計画。これは農業人口過密地域からそうでない地域への農業者の移住を推進しようとするものである。しかし、この計画のもとで、75年にわずか百人が移住したにすぎず、この計画の重要性は小さくなりつつある。⑤農場移転 Mutations d'Exploitation 計画。これは、以前の農場より大規模になるという条件付きで、自作農および借地農を問わず移転に要した諸経費に対しては援助、土地その他の固定資本の購入に対しては長期低利信用の供与がなされるというものである。次いで、第2に、土地整備・農村建設協会 SAFER, Sociétés d'aménagement foncier et d'établissement rural である。SAFERは1960年に創設され、その目的として家族農場の拡大を掲げている。SAFERの実際の役割は、適当な土地が市場に出ているとき主としてSAFERのもつ優先買取権の行使によってそれを獲得し、その土地を家族農場の構造改善に投入することである。このSAFERは農民の代表と土地の購入・販売に拒否権をもつ政府委員とから構成されており、75年末までに85万haの土地を獲得し、そのうち72万haを構造改善に投入した。第3に、共同利用に基づく集団営農体 GAEC, Groupement agricole d'exploitation en commun である。GAECは1962年グループ・ファームング法に基づいて創設された。このGAECは73年末で3千5百存在し、面積的には32万haあり、参加農民は9千4百人となっている。したがって、フランス農業全体からすれば、GAECはまだ極めて小さな存在でしかないといえよう。第4に、土地の再統合 Le Remembrement 計画である。これは長期的な措置として打ち出されたもので、内容

的には現状の土地利用の分散的形態を是正し、生産力向上をはかろうとするものである。その意味でこの計画は近年とくに重要性をもつものとして位置づけられ、事実73年末までに850万haの土地がこの計画のもとに統合された。ただ、この計画は個々の経営の生産力を高めるといふ点で有意義なものであるとはいえ、直接農場規模の拡大とは結びつかないことに注意すべきであろう（pp. 86—89）。

ともかくも、かかる主内容をもった構造政策の推進によって、フランス農業の構造は総農場数（1ha以上層）でみて55年—213万農場から75年—122万農場へと半減し、他方50ha以上層という大農場が同9.5万農場から14.3万農場へと1.5倍に増えるという変化をひき起こしたのである（p. 92）。

第6章はベルギー、オランダ、スイス、イタリーの4ヶ国における構造政策の展開にあてられている。ただ、スイス、イタリーについてはその叙述の大半がグループ・ファームリング形態による農場合併の展開・動向にあてられている点が本章のこれまでの章とは若干異なる点であろう。

まず、ベルギーから紹介していこう。今日のベルギーの構造政策の基礎は著者によれば2つの法制によって与えられている。1つは1970年農村所有構造法であり、いま1つは1965年に設立された農業再編基金の1971年における法制化（74年に改正）である（p. 95）。前者は簡単にいえば農場統合を促進させるための法律であり、具体的には土地公社による農地所有権の獲得を通じて農地の流動化促進を企図したものであるといえよう。後者は内容的には自作農、借地農を問わず農業をやめるかまたは近隣の農業者に土地を売却・賃貸する農業者に対し財政補償を行なおうとするもので、とくに74年改正法ではこの補償の他に55才以下の農業者で上記の条件に該当するものには積増金が与えられることになっている。したがって、この法律は農場廃止—脱農化促進をねらったものであるといえよう。そして、以上の2つの法律に基づいて農地の総移転面積は72年までに6千ha以上に達している。もっとも、この農地移転を受け取った階層の大半は10—20ha層であった（p. 95）。しかし、著者はこれ以上のことについては触れていないので、このことのベルギー農業構造に対してもつ意味は明らかではない。

次に、オランダの今日の構造政策推進の担い手は1948年に創設された土地移転局 SBL, Stichting Beheer Landbouw とその管理下にある72年に設立された土地銀行 Land Bank, それに61年に設立された農業発展・合理化基金, O. S 基金, Stichting Ontwikkelings-en Saneringsfonds voor de Landbouw である。前者の SBL は土地の優先買取権をもたない点を除いては前述のフランスの SAFER とまったく同一の機能、つまり、農

地を購入しそれを構造改善に投入するという機能をもっている。しかし、今日ではSBLは実質的に土地銀行の監督官庁となっており、上述の機能は実際には土地銀行によって果たされているとみてよい。そして、このような構造政策の推進主体の変化とともに上述の機能も単に農地を購入し、それを構造政策に投入するという漠然としたものから、購入した農地は26年契約で賃貸するというようにより厳密なものに変化してきている。他方、後者のO.S基金は1961年に設立され、その目的は基本的には低所得農業者への離農援助金の支払いを通じて彼らの脱農化を促進することである。O.S基金の規定によれば、この離農援助金を低所得農業者が取得するためには、彼らは農業を放棄し、その全土地を売却または賃貸しなければならない。そして、さらにこの土地は自立経営農場の拡大かまたは、この点がオランダ農政の1つの特徴をなすのであるが、林業への転換や非農業的利用（主としてレクリエーション）に用いられねばならないとされている。その結果、1972年末までに農場数で約1万、面積で約7万haが農業を放棄した（pp. 96～97）。O.S基金はこの他にグループ・ファーミング形態による農業組織に補助金を支出し、これを奨励しているが、現在のところオランダにおけるグループ・ファーミングはベルギーと同様に数的にまだネグリジブルな存在であるといつてよい（p. 97）。ともかくも以上の土地銀行およびO.S基金という2つの制度を基軸とした構造政策を通じて、1970年には1農場当たり平均面積は1950年比の40%増にあたる15.6haとなったのである（p. 96）。

次にスイスについてであるが、ここではこれまでの国々とは異なって脱農化——農地賃貸借促進というシエマを基礎とした構造政策は展開されていない。この理由として、著者はスイス経済の自由性に直接的な国家介入による構造政策はなじまなかったことをあげている（p. 100）。それはともかく事実、今日のスイス農政のとる構造政策の基調は脱農化促進ではなくグループ・ファーミング形態の拡大に置かれているといつてよい。この点について、72年に連邦経済省農業局に設置された農業共同経営委員会 Arbeitsgruppe Betriebsgemeinschaften の報告は次のように述べている。1955年から69年までに農業専従者数は40%減少し、農業者1人あたりの労働生産性と実質所得は増大した。しかし、他方その間多くの中規模家族経営農場では専従者が1人という状態になってしまった。これは特に社会的な面から（たとえば、専従者が1人しかいないために他産業の労働者並の社会生活が営めないということなど——紹介者）問題である。したがって、これらの経営に対し他の農場との共同・合併化を促進せしめることは極めて重要である（p. 100）、と。現在、スイスはこの委員会報告に基づいて、具体的には固定資本の共同化に対し財政補助を行なっている。

イタリアでは本格的なグループ・ファームは60年代にまず北部の酪農組合においてはじまった。その主な理由は、それによって毎日毎日休むことのできない搾乳労働から解放されるという社会的なもので、少なくともコストの低減、生産要素のベターな利用といった経済的なものからではなかった（p. 102）。しかし、このグループ・ファーム形態がいわば下から、自然発生的に生じてきたものである点は注目しておいていいことであろう。だが、68年に南イタリア金庫 *Cassa per il Mezzogiorno* が融資を通じて小経営の合併促進に着手しはじめたことを契機に、上述のような下からのグループ・ファームの形成は衰退し、同金庫が今日イタリアにおける小経営のグループ・ファーム化推進の中心的役割を担っているといつてよい。同金庫はとりわけアブルツィー、モリーゼ、カンパーニヤ、シチリア、サルデーニヤといった後進農業地域に対し重点的に、グループ・ファーム化に要する生産基盤整備から畜舎の建設に至るまで融資を行なっている。そして、73年末までに同金庫を通じて2千の小経営が70のグループ・ファームとして再編されたのである（pp. 102—103）。著者によれば同金庫の特色は融資を通じて形成されたグループ・ファームの経営・組織運営等に一切介入せず、それを各グループ・ファームの自由な意志決定に委ねている点にあり、この点こそ他の西ヨーロッパ諸国に比べてイタリアが小経営のグループ・ファーム化に成功している所以であるとされている。さらに、このグループ・ファーム化により一方では、小経営の分散的小地片の統合と固定資本装備の充実が進み、その結果生産性が向上したこと、他方では農業者間相互の不信感の除去、生活条件の改善等が進んだことをあげ、同基金とそれによる小経営のグループ・ファーム化を賛美している（pp. 103—106）。

第7章はこれまで論じられてきた西ヨーロッパ諸国の構造政策を以下の3つのタイプにくくり直し、それを吟味されている。

第1に、農場廃止—脱農化促進計画である。これはすでにみたように農業退職年金の給付等を通じて「非自立」経営に農業を放棄させ、それを他の「自立」農場の拡大に供しようとするものである。しかし、著者によれば、イタリアとスイスを除いて実施されているこの計画は程度の差こそあれ成功しているとはいえない。この理由として著者は、①財政的誘因が十分魅力的なものでないこと、②農業者がこういった措置について十分な知識をもっていないことを挙げている（p. 112）。

第2に、農場拡大計画である。この計画も上述のようにイタリア、スイスを除いて実施されているものである。これは土地の購入または賃借を通じて農場規模の拡大をはかろうとするものである。しかし、現実には土地を購入または賃借するにはそれに見合った土地

が存在していなくてはならないわけで、その意味では第1の脱農促進計画とは表裏一体の関係にあるといえよう。そして、西ヨーロッパにおいてこの農場拡大計画の中心をなすのは、既にみたように国家、または国家によって助成された機関を通じての農地賃貸借の促進であった。著者によれば、土地購入による規模拡大ではなく、農地の賃貸借関係を通じての規模拡大は現在西ヨーロッパにおいて「最も一般的な農場拡大の手段となっている」(p. 114)。もっとも、この賃貸借関係を通じての農場規模の拡大促進を法律で制定しているのは西ドイツのみである。にもかかわらず、この形態による農場拡大が西ヨーロッパで最も一般的となっているのは著者によると、①現在西ヨーロッパで農業を放棄したいと思っている農業者のほとんどが社会的・経済的理由から土地の所有権の保持に対する選好が強いことおよび土地の資産としての安全性を高く評価していること、②また、農場規模を拡大しようとしている農業者にとって賃借による規模拡大は土地購入に伴う莫大な資本問題を惹起しないことによる (p. 114)。したがって、著者は今後もこの形態による農場拡大が西ヨーロッパにおける農場拡大の主流となり続けると予想している。

第3に、グループ・ファームの促進計画である。西ヨーロッパにおけるグループ・ファームはイタリアでのその一定数の存在を確認しうるのみで、全体としてはネグレクトな存在であった。しかし、著者はここで西ドイツ、フランス、イタリアにおけるグループ・ファームにふれ、数的には少数であることを認めつつも小経営のグループ・ファーム化による農業者の所得の向上や苛酷な労働条件からの解放を強調し、この形態の今後の展開に注目している (p. 115)。

### III

以上、本書の概要を紹介してきたが、その中で多少とも問題となる点や感想を若干述べて結びとしたい。

第1に、本書が西ドイツに関する論述に大きなスペースをさいているのに比べ、その他の国々のそれは比較的貧弱なものに終わっている感がある点である。著者はこの点を西ドイツの統計・資料がよく整備されているためである (p. 11)、とさりとて片付けてしまっている。だが、われわれとしてはマルクスが19世紀半ば「分割地農民は、ぼう大な大衆をなし、その成員はおなじ情況のなかでくらしているが、それでいてたがい何重もの関係でむすばれることがない。かれらの生産方法は、かれらをたがいにむすびつけるかわりに、たがいに孤立させる。……分割地と農民とその家族。こういうものがいくつもあつまって村をなし、村がいくつもあつまって県をなす。こんなぐあいに、同じ名前の量を単純に



足し算してゆくことによってフランス国民の大衆がつくられている。ちょうど1袋のじゃがいもが1つのじゃがいも袋をつくるように。」（『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』（北条・伊藤訳）岩波書店，昭和29年，144～145ページ）と述べ，今日でも日本と共に「先進資本主義国」のうちで最も典型的な小農国の1つであるフランスについて，その構造政策や農業構造のもっと詳しい論述はむろんのこと，とくにフランスの小農が資本主義のもとで自己を再生産しうるメカニズムや農民組織の動向にもふれて欲しかったような気がする。また，スウェーデンやデンマークといういわゆる「高福祉国家」については，構造政策の推進による農業予算の増大化が社会保障関係予算のウェイトとの関連で，財政ひいては他の経済部門へどういった影響を与えたのかということも問題にされるべきであろう。さらに，イタリーについてはグループ・ファーミングしか論述されていないが，これも問題であろう。周知のように，イタリー農業構造の特徴は北部における資本家的経営の発展と南部における零細農耕制という地域的二重性にあるからである。

第2に，本書において一貫して流れている農業低生産性—農業低所得という考え方についてである。これは農業の生産性が工業に比べ相対的に低いから所得面でも農工間格差が存在するというもので，わが国の基本法農政の考え方と同一である。もちろん，資本主義のもとでは生産の自然性，土地所有の独占によって，また再生産構造視点からすれば第I部門と第II部門との不均等発展によって，農業は工業に対して相対的に立ち遅れるのは必然的である。だが，このことをして農業の工業に比べての相対的な低生産性—低所得という論理を導き出すことには問題がある。というのは，何よりも農業と工業という異なる生産部門間での生産性の比較は困難だからである。この点について，花田仁伍氏は次のように指摘されている。「生産性とは，本来，使用価値を生産する労働の能力・能率のことである。したがってそれは具体的労働に関する概念である。だから，同じ使用価値・生産物を生産する労働のあいだでは，その生産する使用価値・生産物の量の大小をもって——そしてその使用価値量の大小を直接表現する限りでの価値量の大小として——労働の生産性を測定し比較することができる。しかし，異なった使用価値・生産物を生産する労働のあいだの生産性を比較することはできない。第1に，すべての異なった種類の使用価値に共通の度量尺度は存在しない。第2に，あったとしても，その物理的尺度が労働生産性測定の尺度となりうるものではない。同じく1トンの重さだからといって，その同じ重さのバターと鉄と金を生産する労働は同じ重さの物質を生産するから生産性が同じであるといえないことは明らかである」（『日本農業の農産物価格問題』農山漁村文化協会，昭和53年，349ページ，傍点は原文のまま）。したがって，農業が工業に比して相対的に生産性が

低いということ自体、論理的に無理があり、また工業に比しての農業所得の相対的低位性もそれを前提としている限り問題なしとしないであろう。そして、この農工間所得格差は基本的に、農工間において単位労働時間あたり同等の価値をもつものが価格として実現される場合に互いに異なる価格づけがなされ、独占段階ではとりわけこの農産物と工業生産物との同一の価値について実現された価格が大きな格差構造を形成するという、いわゆる「農工間不等価交換」論の視点から把握されるべきではなからうか。

第3に、本書が兼業農業の動向にあまり注目していない点も問題であろう。今日、日本と同様に西ヨーロッパ農業の兼業化は大問題となっており、兼業農場の動向は農業構造に大きな影響を及ぼすのである。したがって、兼業農場の動向分析は農業構造の考察に不可欠なものであり、この点の欠如は問題であるといわざるをえないであろう。

第4に、著者は西ヨーロッパの農場規模の拡大の中心的方法として農地賃貸借をあげているが、その根拠が必ずしも明確にされていない点である。単に地価が高いというだけではそれに対して説得力をもちえないであろう。やはり、税制、地価（農地および非農地）—地代、土地立法など（離作料慣行があればそれも）の面からの分析が必要であろう。

第5に、著者のグループ・ファーミングに関する評価の問題である。著者は農地賃貸借とともにこの形態に西ヨーロッパ農業の展望を見い出そうとしている。もちろん、紹介者はこの形態を資本主義的大経営への一通過点として消滅しうるものと一面的に理解しているわけではなく、日本においてもその一定の展開が見い出されることを承知している（小倉武一編著『集団営農の展開——新しい農業の生産組織のために——』御茶の水書房、1976年参照）。しかし、著者がイタリーの場合について述べているように、この現状のグループ・ファーミング形態のメリットが主として農業者・家族の社会・労働条件の改善にだけしかないならば、換言すればこの形態が同時に農産物の販売や農業資材等の購入における有利性を構造的に実現・確保しえないなら、資本主義のもとでは基本的に永続性をもちえないとみるべきではなからうか。

第6に、第5と関連するが、著者の結論である大型借地農とグループ・ファーミングの併進—西ヨーロッパ農業の発展という図式ははたして成立するののかという疑問である。もっとも、著者はこの肝心な点についてこれといった説明を加えていない。しかし、現状における高地価—高地代、構造的な不況—西ヨーロッパ資本主義の構造的危機の深化、農産物の構造的「過剰」、シェーレの存在等は一方で農地の賃貸借促進を妨げ、他方では小規模自作農によるグループ・ファーミングの存立基盤を危うくするばかりでなく、基本的には西ヨーロッパ農業の担い手とはなりえないような兼業層の一層の増大・滞留に帰着せしめ

るだけではなかろうか。事実、農地賃貸借促進を法制化している西ドイツでさえこの法律にもとづいての大規模借地農の成立はきわめて限られたものであったし、グループ・ファームの成立についても西ヨーロッパ全体からすればネグリジャブルなものであった。したがって、西ヨーロッパ農業のおかれている現状からすれば、著者のように一方における農地の賃借を通じての大規模借地農と他方における小規模自作農によるグループ・ファームの成立がストレートに導かれ、それらが西ヨーロッパ農業の今後を担っていくと考えるのは困難であり、むしろ上述の現状の諸矛盾の打開・克服が可能となっはじめてこういった議論も現実性をもち、また西ヨーロッパ農業の展望もより明確な形で与えられるのではなかろうか。

(1982.12.10)